

# 資料 1

## 大阪府内における災害時薬事体制の整備について

令和8年1月28日  
大阪府健康医療部生衛生室薬務課  
薬務企画グループ

# 災害薬事コーディネーター

- 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付通知）において、保健医療福祉調整本部を組織する構成員として、**災害薬事コーディネーター**が記載された。

科 発 0722 第 2 号  
医 政 発 0722 第 1 号  
健 発 0722 第 1 号  
薬 生 発 0722 第 1 号  
社 援 発 0722 第 1 号  
老 発 0722 第 1 号  
令 和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長

## (2) 組織

### ① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター **災害薬事コーディネーター**等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局の長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名すること。

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制で、「災害時における医療体制の充実強化について」（平

# 災害薬事コーディネーターについて

- 第8次医療計画に基づく指針において、災害薬事コーディネーターが「災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う**保健医療活動における薬事に関する課題解決のため**、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、**被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師**」と定義され、保健医療福祉調整本部への参画が求められていることから、各都道府県において災害薬事コーディネーターの養成が進められている。

医政地発0331第14号  
令和5年3月31日  
最終改正 医政地発0629第3号  
令和5年6月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政  
（ 公 印

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の  
ん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病  
害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地  
及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の6事業（以下あ  
事業」という。）並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という  
画に記載することとされています。

## (10) 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

なお、厚生労働省は、平成28年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を実施し、災害時小児周産期リエゾンの養成に努めている。

災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

## (11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

# 災害薬事コーディネーターの任命状況

	任命の有無	任命者数		任命の有無	任命者数		任命の有無	任命者数
北海道	有り	21	石川県	無し	-	岡山県	有り	83
青森県	無し	-	福井県	無し	-	広島県	無し	-
岩手県	無し	-	山梨県	無し	-	山口県	有り	25
宮城県	有り	23	長野県	無し	-	徳島県	有り	52
秋田県	有り	20	岐阜県	有り	40	香川県	有り	15
山形県	無し	-	静岡県	有り	184	愛媛県	有り	40
福島県	無し	-	愛知県	有り	3	高知県	有り	84
茨城県	有り	5	三重県	有り	70	福岡県	有り	35
栃木県	無し	-	滋賀県	有り	8	佐賀県	有り	53
群馬県	無し	-	京都府	無し	-	長崎県	有り	40
埼玉県	有り	58	大阪府	有り	4	熊本県	有り	57
千葉県	無し	-	兵庫県	有り	3	大分県	有り	41
東京都	有り	3	奈良県	無し	-	宮崎県	有り	16
神奈川県	有り	1	和歌山県	無し	-	鹿児島県	有り	47
新潟県	無し	-	鳥取県	有り	4	沖縄県	有り	17
富山県	無し	-	島根県	無し	-	全国	29都道府県	1,052

厚生労働省医薬局総務課調べ、令和7年3月31日時点

※現在の4名の災害薬事コーディネーターは、大阪府の保健医療調整本部のもと活動を行う。

# 地域災害薬事コーディネーターの配置について

災害発生時に、府内各地域における薬局等の被災状況や避難所等における医薬品ニーズを把握し、医薬品等の確保や供給を円滑に対応できるよう、保健所等と連携して対応する「**地域災害薬事コーディネーター**」の養成・配置を行う。

- 国が策定した「災害時における医療体制の構築に係る指針」において、「**災害薬事コーディネーター**」※が保健医療福祉調整本部等を組織する構成員として位置づけられた。

※「災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師」のこと

- 本府では、大規模災害等の発生時に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、府保健医療調整本部に「**大阪府災害医療コーディネーター**」を設置している。



- 災害時に、各地域の保健医療活動を適切に行うためには、医薬品等の確保供給が円滑に実施されることが重要であることから、地域の保健医療活動の調整を行う本部等において、保健所や市町村等と連携し、地域の医薬品等の供給調整活動を支援する薬剤師を**地域災害薬事コーディネーター**として委嘱し、配置する。

# 大阪府地域防災計画（抜粋）

府及び市町村は、平時から災害薬事コーディネーターの助言等により、関係機関、関係団体、薬局等との連携体制を整え、医薬品等確保体制を整備する。（令和7年3月改訂で追記）

## 医薬品等の確保供給関係（一部抜粋）

### 災害予防対策 第1章第4節 災害時医療体制の整備 第5 医薬品等の確保体制の整備

府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。（中略）

#### 1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。（後略）



府及び市町村は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。（中略）

#### 1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

府及び市町村は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。（後略）

# 大阪府地域防災計画（抜粋）

府及び市町村は、災害時に**災害薬事コーディネーター**の助言のもと、被災地域における医薬品等ニーズの把握や、供給活動を行う。（令和7年3月改訂で追記）

## 災害応急対策 第3章第2節 医療救護活動 第5 医薬品等の確保・供給活動

府及び市町村は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を行う。（中略）

### 1 市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。（後略）



府及び市町村は、それぞれの本部において調整を担う**災害薬事コーディネーター**の助言を得て、被災地域における医薬品及び医療用資器材のニーズを把握し、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力のもと、医薬品等の調達及び避難所等における調剤体制を確保し、医薬品等の供給活動を行う。（中略）

### 1 市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。（後略）

# 地域災害薬事コーディネーターについて

## ○身分等

- ・大阪府災害医療コーディネーター設置要綱に基づき、災害時に各地域の医薬品等の確保や供給が円滑に行えるよう調整・支援する薬剤師を、災害医療コーディネーター（**「地域災害薬事コーディネーター」**と呼称）として**府が委嘱する**。
- ・災害発生時の活動については、大阪府災害医療コーディネーター設置要綱に基づき、府が必要な経費（日当、旅費等）を補償。平時の研修や訓練等の参加経費は原則対象外。

## ○活動内容

- ・地域災害薬事コーディネーターの活動概要は次スライドのとおり。
- ・災害薬事コーディネーターの運用、活動内容等については、大阪府災害薬事コーディネーター活動要領を策定中。

## ○配置

- ・地域の薬事関係に精通されており、保健所や市町村と連携して活動いただける薬剤師を各地域薬剤師会毎に原則2名程度委嘱することを想定。ただし、関係保健所や市町村の状況に応じて必要な人数を調整。
- ・地域の保健医療活動の調整を行う本部等で活動。

# 地域災害薬事コーディネーターの活動について

## 地域災害薬事コーディネーターの役割

災害時に、地域の医療救護活動が円滑に行われるよう、薬学の専門的見地をもとに、保健所等と連携し、地域の被災状況や医療等のニーズ等を踏まえた支援を行う。

(活動イメージ)

- ・被災地域にある薬局等の状況把握
- ・避難所、救護所等における医薬品等ニーズの収集・共有
- ・支援要請（薬剤師派遣、医薬品供給）の調整

### 大阪府

#### 保健医療調整本部<sup>※</sup>(薬務班)

#### 本部災害薬事 コーディネーター

- ・府内における被災状況の把握
- ・医薬品等流通状況の確認
- ・医薬品等の確保・供給等に関する総合調整

連絡・調整

### 大阪府薬剤師会

- ・大阪府、地域薬剤師会等と連携して、災害薬事コーディネーターの業務に協力
- ・医薬品等の供給について調整

連絡・調整

地域災害薬事連携

連携・協力

連絡・調整



### 保健所 (府・保健所設置市)

#### 保健所保健医療調整本部

- ・薬局等の被害状況や稼働状況等を把握
- ・地域の医療提供状況や避難所等のニーズを踏まえ、医薬品供給等について府本部への支援要請及び調整

被災状況や現場ニーズの  
共有、専門的助言

#### 地域災害薬事 コーディネーター

被災状況や避難所等の  
ニーズの把握



### 市町村

- ・避難所等の開設、医薬品等の確保供給



### 地域薬剤師会

- ・地域災害薬事コーディネーターの活動に協力
- ・薬剤師の派遣、医薬品供給

※国の通知では保健医療福祉調整本部としているが、府では保健医療調整本部と、福祉調整本部が連携して対応

# 大阪府災害薬事コーディネーター活動要領について（案）

本府における、災害薬事コーディネーターの活動や運用等の基本的な事項について定めたもの。

## 活動要領の内容

### 第1 基本的事項

- 1 本要領の位置付け
- 2 災害薬事コーディネーターとは
- 3 要件
- 4 身分の取り扱い
- 5 名簿への記載等

### 第2 平時の活動内容

- 1 府内の薬事・衛生提供体制の把握
  - (1) 医薬品等供給体制の把握等
  - (2) 連絡手段の構築
  - (3) 情報システム活用のための準備
- 2 関係機関との連携
- 3 研修、訓練等

### 第3 災害時の活動内容

- 1 招集等
  - (1) 参集及び活動場所
  - (2) 招集基準
  - (3) 指揮命令系統
  - (4) 災害薬事コーディネーターの活動体制
- 2 活動内容
  - (1) 活動の開始等初動
  - (2) 活動概要
    - ①本部災害薬事コーディネーター
    - ②地域災害薬事コーディネーター
  - (3) その他の活動
- 3 活動の記録
- 4 活動の終了

### 第4 費用補償等

府の費用補償

### 参考

薬剤師のための災害対策マニュアル（令和6年3月）抜粋

# 地域災害薬事コーディネーター養成研修について

災害薬事コーディネーターとしての知識・技能を習得するため、大阪府薬剤師会に事業委託し、地域災害薬事コーディネーター養成研修を実施。

## ①地域災害薬事コーディネーター養成研修

日時 : 令和7年11月29日(土)

場所 : 大阪府薬剤師会 本館3階大ホール

受講対象者 : 地域災害薬事コーディネーター候補者

研修内容 :

災害全般・災害薬事コーディネーターに関する**基礎的な内容**について学習

- ・災害薬事コーディネーターに期待されること
- ・地域における災害医療提供体制、必要な状況把握と調整活動など
- ・災害時における市町村や保健所の活動、多職種連携など
- ・災害時における初動対応と市町村や保健所等のサポート  
(避難所等の住民の医薬品ニーズ、医薬品の確保・供給の調整など)



**地域災害薬事コーディネーターとして127名を委嘱(11月29日時点)**

# 当面の取組みと災害発生時の対応

## 当面の取組み ～連携体制構築～

【大阪府薬剤師会への委託業務】

- 保健所や市町村等の関係者間における情報共有の体制づくり  
例：連絡網の作成、LINEグループ等の作成
- 災害時の参集場所や各関係者の役割の確認
- 災害時の医薬品の備蓄、医薬品供給や薬剤師派遣の協定締結の確認
- 薬局の被害状況や医薬品の確保供給等状況を把握できる体制の確認  
(地域薬剤師会のBCP (業務継続計画) )
- 地域における災害訓練の参加  
例：情報伝達訓練、医薬品等の確保供給の想定訓練



## 災害発生時の対応 (基本的なイメージ)

- 地域保健医療調整本部が立ち上がった場合 (震度6弱以上の地震の場合等) に指定された場所に参集  
※本部が立ち上がらない場合も、必要に応じ情報収集や報告等を行う
- 薬局等の被害状況や避難所等の開設状況等の確認  
(医薬品の不足や調達方法等の確認・助言)

# 関連通知等

- [大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について](#)  
(令和7年3月31日付け科発0331第10号、医政発0331第100号、健生発0331第52号、感0331第20号、医薬発0331第60号、社援発0331第69号、障発0331第27号、老発0331第13号)
- [疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について](#) (災害時における医療体制の構築に係る指針)  
(令和5年3月31日付け医政地発0331第14号、令和5年6月29日付け医政地発0629第3号最終改正)
- [「災害薬事コーディネーター活動要領」について](#)  
(令和7年3月10日付け医薬総発0310第2号)
- [改訂版「薬剤師のための災害対策マニュアル」](#)  
(令和6年3月 厚生労働省科学研究「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」研究班 報告書)

ご清聴ありがとうございました